

所得税関係

新しい NISA 制度

1 はじめに

政府の「資産所得倍増プラン」(新しい資本主義実現会議：令和4年11月28日決定)では、現行のNISA制度は主に中間層の資産形成の入り口として定着しつつあるが、その活用割合は2割程度に低迷しており、さらに活用を促す余地があるとされている。

令和5年度税制改正法では「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備するために現行のNISA制度をシンプル化し、令和6年1月からの新しいNISA制度として抜本的拡充・恒久化された。

本稿では見直された新しいNISA制度の概要と実務上の留意点について解説する。

2 改正の内容

現行のNISAとの主な違いは下記の5点である。

イ. 制度の一本化と恒久化

現行のNISA制度では一般NISAとつみたてNISAの併用は不可(年単位で選択可能)であったが、新しいNISA制度では一般NISAを引き継ぐ部分を「成長投資枠」、つみたてNISAを引き継ぐ部分を「つみたて投資枠」とし併用可能となった。

ロ. 非課税保有期間の無期限化

現行のNISA制度で一般NISA、つみたてNISAそれぞれ定められていた非課税保有可能期間と投資可能期間が新しい

NISA制度では無期限となった(措法37の14①三・四)。

ハ. 年間投資上限額と非課税保有限度額の拡充

「成長投資枠」が240万円(現行120万円)、「つみたて投資枠」が120万円(現行40万円)まで1年間に投資可能となり、生涯で投資できる限度額は1,800万円となった(成長投資枠はそのうち1,200万円が上限)。

ニ. 課税保有限度額の枠の復活

非課税保有限度額1,800万円(うち成長投資枠1,200万円)の枠は新しいNISA制度で取得した投資商品を売却した場合には再利用が可能となる。この限度額の枠は取得価額(簿価残高方式)で管理され、再投資できる額は年間投資上限額の制限を受ける。

ホ. 投資対象商品の一部除外

「成長投資枠」において整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型、毎月分配型投資信託等は除外される。

「つみたて投資枠」においてはつみたて・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託として商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限られる(措法37の14⑤六、措令25の13③三)。

3 現行 NISA の取り扱い

現行のNISAへの投資は2023年末まで可能であり、本年中に投資を行えば一般NISAであれば最長5年間、つみたてNISAであれば最長20年間非課税のまま運用できる。現行のNISAを

利用している者が新しいNISAと併用することも可能である。

なお、非課税期間が終了した株式等を翌年の非課税投資枠に移行(ロールオーバー)することはできず、非課税期間が終了したもとのから順次課税口座に移される。

移行時の時価が課税口座における取得価額となり、その後売却する際の株式等の譲渡所得は、その移行時の時価(取得価額)をもとに算定される(措法37の14④)。

4 新 NISA 制度の留意点

新しいNISA制度においても年単位でNISA口座を開設する金融機関を変えることが可能であるが、この場合は複数の金融機関の口座ごとに「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で投資した株式等を管理する(措令25の13⑧一・二)。このため、例えば同じ銘柄を二つの投資枠(つみたてと成長投資)で違う年度に異なる金融機関の口座で取得した場合にはそれぞれの枠ごと、金融機関ごとに取得価額が異なることとなる。

また、保有していた株式等を売却した場合には取得価額の分だけ非課税保有限度額の枠が復活するが、この枠の復活は売却した年の翌年になるため、売却した資金ですぐに買い付けを行うことはできない。

〔 右山研究グループ
税理士 宮家 一浩 〕